

事業名		都市構造再編集中支援事業	1
根拠法令等		都市再生特別措置法、都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱	
制度の概要	目的	「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間（概ね５年）の医療、社会福祉、子育て支援等の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対して総合的・集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする。	
	補助対象	市町村（民間事業者への間接補助含む）、市町村都市再生協議会	
	事業内容	都市再生整備計画に基づき実施される誘導施設及び公共公益施設の整備等に対して補助を行う。 ＜対象事業＞ 【基幹事業】 道路・公園・古都保存及び緑地保全等事業・河川・下水道・駐車場有効利用システム・地域生活基盤施設（緑地、広場、駐車場、自転車駐車場、荷物共同集配施設、公開空地、情報板、地域防災施設、人口地盤等）・高質空間形成施設（緑化施設等、電線類地下埋設施設、電柱電線類移設、地域冷暖房施設、歩行支援施設、障害者誘導施設等、情報化基盤施設）・高次都市施設（地域交流センター・観光交流センター、まちおこしセンター、子育て世代活動支援センター、複合交通センター）・誘導施設（医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、子育て支援施設、広域連携誘導施設）・既存建造物活用事業（地域生活基盤施設、高質空間形成施設、高次都市施設、誘導施設）・土地地区画整理事業・市街地再開発事業・住宅街区整備事業・バリアフリー環境整備促進事業・優良建築物等整備事業・住宅市街地総合整備事業・街なみ環境整備事業・住宅地区改良事業等・都心共同住宅供給事業・公営住宅等整備・都市再生住宅等整備・防災街区整備事業・エリア価値向上整備事業・こどもまんなかまちづくり事業・居住誘導促進事業 【提案事業】 事業活用調査・まちづくり活動推進事業・地域創造支援事業 ＜施行地区＞ 都市再生整備計画の区域が立地適正化計画の「都市機能誘導区域内」及び「居住誘導区域内」に定められている地区ほか 詳細については、以下の国土交通省ＨＰをご確認ください。 http://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000012.html	
	補助率	都市機能誘導区域内：５０％ 居住誘導区域内：４５％	
担当課及び連絡先		都市計画課 企画推進係 ０２７－２２６－３６６５	
実績		R４年度 １０地区（前橋市、高崎市２、桐生市、伊勢崎市、渋川２、富岡市、明和町） R５年度 １０地区（前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、館林市、渋川市２、藤岡市、富岡市、明和町） R６年度 ８地区（前橋市、高崎市、伊勢崎市、館林市、渋川市２、藤岡市、富岡市）	

事業名		都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金）	2
根拠法令等		都市再生特別措置法、社会資本整備総合交付金交付要綱	
制度の概要	目的	地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする。	
	補助対象	市町村、市町村都市再生協議会	
	事業内容	まちづくりの目標等を記載した「都市再生整備計画」を作成することで、下記の交付対象事業に対して交付金が交付される。 <交付対象事業>【基幹事業】 道路・公園・古都及び緑地保全事業・河川・下水道・駐車場有効利用システム・地域生活基盤施設（緑地、広場、駐車場、自転車駐車場、荷物共同集配施設、公開空地、情報板、地域防災施設、人工地盤等）・高質空間形成施設（緑化施設等、電線類地下埋設施設、電柱電線類移設、地域冷暖房施設、歩行支援施設、障害者誘導施設等）・高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター、まちおこしセンター、子育て世代活動支援センター、複合交通センター）・既存建造物活用事業・土地地区画整理事業・市街地再開発事業・バリアフリー環境整備促進事業・優良建築物等整備事業・住宅市街地総合整備事業・街なみ環境整備事業・住宅地区改良事業・都心共同住宅供給事業・公営住宅等整備（公営住宅、地域優良賃貸住宅）・都市再生住宅等整備・防災街区整備事業・エリア価値向上整備事業・こどもまんなかまちづくり事業 <交付対象事業>【提案事業】※1 事業活用調査・まちづくり活動推進事業・地域創造支援事業 <対象区域> 次のいずれかの要件に該当する地区 ①立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表しており、かつ、都市再生整備計画の区域が以下のいずれかの区域に定められているもの。 ○市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場から半径500mの範囲内の区域（いずれもピーク時運行本数が片道3本以上を満たすもの） ○市街化区域等内のうち、人口集中地区（DID）3かつデマンド交通等の公共交通による利便性確保を図る区域（拠点となる施設から半径500mの範囲内の区域。都市再生整備計画に拠点となる施設の設定方針を記載） ○市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域 ②歴史的風致維持向上計画や観光圏整備実施計画等、観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該市町村のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められる区域（市街化区域等を除く）。 ③都市計画区域外における地域の拠点となる区域であり、かつ、一定の要件に該当する区域（都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画を有する市町村（基幹市町村）の都市機能誘導区域から公共交通により概ね30分で到達できる範囲）。 ④一定の要件を満たす産業促進区域 ※詳細は、下記HP等をご確認ください。 詳細については以下の国土交通省HPをご確認ください http://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000012.html	
	補助率	40%以内（一定の要件※2を満たすことで45%までの嵩上げ有）	
担当課及び連絡先		都市計画課 企画推進係 027-226-3665	
実績		平成16～令和6年度72地区（11市12町2村）	

※1 市町村の提案に基づく地域の創意工夫を活かした事業が対象とされるが、基幹的なハード整備の効果を高めるために合わせて実施する場合に限られる。

※2 歴史的風致維持向上計画関連等、国の重要施策に適合するものについては、45%へ嵩上げされる。

事業名		まちなかウォーカブル推進事業 (都市再生整備計画事業の拡充)	3
根拠法令等		都市再生特別措置法、社会資本整備総合交付金交付要綱、 都市再生推進事業制度要綱	
制度の概要	目的	都市再生整備計画事業等において、車中心から人中心の空間に転換するまちなかの歩ける範囲の区域における、街路・公園・広場等の既存ストックの修復・利活用を重点的・一体的に支援する。	
	補助対象等	【交付金】市町村、市町村都市再生協議会 【補助金】都道府県、民間事業者等	
	事業内容	＜施行地区＞ 都市再生整備計画事業の施行区域、かつ、まちなかウォーカブル区域（歩ける範囲のエリア（概ね1km程度以内の区域を想定）であって賑わい溢れるまちなかづくりに必要な施策を重点的・集中的に講じる区域） ＜支援対象事業＞ ○ウォーカブルな空間整備 ・道路、公園、広場等の既存ストックの改修・改変 ・まちなかウォーカブル区域を下支えする周辺環境の整備 例）街路の広場化、バリアフリー環境の創出、公共空間の芝生化・高質化等 ○アイレベルの刷新 ・沿道施設の1階部分をリノベーションし、市民に開かれた民間による公共空間の提供 ・1階部分の透明化等の修景整備 例）沿道施設の1階部分の開放、市民に開かれた公共空間の提供等 ○滞在環境の向上（「滞在環境整備事業」を新たに基幹事業として創設） ・滞在環境の向上に資する屋根やトランジットモール化に必要な施設等の整備 ・滞在環境整備に関する社会実験やコーディネート等の調査 例）社会実験の実施、デザイン検討・利活用施設の導入等 ○景観の向上 ・景観資源の活用 例）外観修景、照明施設の整備、道路の美装化等 詳細については、以下の国土交通省HPをご確認ください。 https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_gairo_tk_000081.html	
	補助率	50%	
担当課 及び 連絡先	都市計画課 企画推進係 027-226-3665		
実績	R3年度 1地区（前橋市（事業主体：民間事業者）） R4年度 実施地区なし R5年度 実施地区なし R6年度 実施地区なし		

事業名		都市・地域交通戦略推進事業（社会資本整備総合交付金）	4
根拠法令等		都市・地域交通戦略推進事業費補助交付要綱	
制度の概要	目的	市交通の円滑化を図るとともに、都市施設整備や土地利用の再編による都市再生を推進するため、徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共空間や公共交通からなる都市の交通システムの整備に対して支援を行う。	
	補助対象	地方公共団体、まちづくり協議会、第3セクター等	
	事業内容	<整備地区> 1) 立地適正化計画を策定している区域 2) 都市計画区域外における地域の拠点となる区域（地域の拠点とは立地適正化計画作成市町村（基幹市町村）の立地適正化計画上の拠点として位置付けられた区域、もしくは同等※と認められる区域） 3) 基幹市町村における都市機能誘導区域と地域生活拠点を結ぶ公共交通ネットワークを含む区域。 4) 都市交通施策や実施プログラム等を内容とする総合的な交通戦略「総合交通戦略」を策定している又は策定することが確実と見込まれる区域。※詳細は要綱を確認のこと。 <対象事業> 以下の2)及び3)については、地区交通戦略に即地的かつ具体的に位置付けられた事業とする。 ただし、以下の2)（i）又はj）のみを実施する事業を除く。）及び3)については、1億円以上の事業とする。 1) 整備計画の作成に関する事業 a) 整備計画の作成に関する事業 b) 交通まちづくり活動推進事業 c) スマートシティの推進に資する社会実験 2) 公共的空間等の整備に関する事業 a) 公共的空間等が整備される敷地の整備 b) 公共的空間の整備 c) 歩行空間の整備 d) 駐車場の整備 e) 駐車場有効利用システムの整備 f) 観光バス駐車場の整備 g) 荷捌き駐車施設の整備 h) 自転車駐車場の整備 i) バリアフリー交通施設の整備 j) シェアモビリティ設備の整備 k) 分散型エネルギーシステム及び再生可能エネルギー施設等の整備 l) LRT・BRT・路面電車・バス等の公共交通に関する施設の整備 m) (a)から(1)の施設の代替となる又は(a)から(k)と一体となった鉄道施設等の整備 3) 公共的空間又は公共空間の整備に併せて実施される次の事業 a) 都市情報提供システムの整備 b) 地下交通ネットワークの管理安全施設の整備 c) 歩行活動の増加に資する施設の整備 d) 公共交通機関の利用促進に資する施設の整備 e) 案内標識の整備 f) スマートシティの推進に資する情報化基盤施設等の整備 g) 子ども連れ環境施設の整備	
	補助率	1/3 以内（一定の要件等で 1/2 以内※）	
担当課及び連絡先		都市計画課 企画推進係 027-226-3665	
実績		1件（前橋市）（R2）	

※ 立地適正化計画に位置づけられた事業等

事業名		中心市街地再活性化等特別対策事業（単独事業）	5
根拠法令等		・中心市街地の活性化に関する法律 ・中心市街地再活性化特別対策事業要綱 ・地方債同意等基準運用要綱	
制度の概要	目的	地方公共団体が実施する中心市街地の集客力を高めるための公共空間の整備等を支援する。	
	事業実施	市町村（一部事務組合を含む。）	
	事業内容	中心市街地活性化法第9条第10項の規定に基づく内閣総理大臣の認定を受けた基本計画に位置づけられた次に掲げる単独事業 1 公共施設整備事業 ①集客力を高める施設の整備 多目的広場、イベント広場、駐車場、多目的ホール、イベントホール等 ②地域の産業の振興に資する施設の整備 展示施設、物産会館等 ③良好な都市・居住環境と街並み景観の向上に資する施設の整備 ポケットパーク、緑地、駐輪場、四阿、街路灯、ストリートファニチャー等 ④子育て支援や若者の居場所づくりに資する施設の整備 託児所、親子交流サロン、学習コーナー等 2 助成事業 一般住民の利用に供される公共施設の整備で、公共的団体が行うもの（多目的ホール、イベントホール、多目的広場、イベント広場、駐輪場等の広く一般住民の直接の利用に供される施設で、地方公共団体が自ら設置する場合と同様の公共性を有するものに限る。）に対する助成事業	
	充当率	75% ※後年度、元利償還金の30%相当額を特別交付税措置	
担当課 及び 連絡先		市町村課 地方債・公営企業係 TEL：027-226-2224	
実績		平成28年度 高崎市（公共施設整備事業）	

事業名		定住自立圏構想の推進（単独事業）	6
根拠法令等		地方債同意等基準運用要綱	
制度の概要	目的	定住自立圏形成協定を締結し、又は定住自立圏形成方針を策定し、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその近隣市町村の当該ビジョンに明確に位置付けられている、「医療・福祉」、「公共交通」又は「産業振興」に係る基幹的施設やネットワーク形成に資する施設等の整備を支援する。	
	事業実施	市町村	
	事業内容	定住自立圏共生ビジョンに明確に位置付けられている施設等で、圏域全体の都市機能・生活機能を確保するために真に必要なものとして、次に掲げる要件の全てを満たす事業について地域活性化事業債を充当する。 ア 施設等を設置する市町村の住民に加えて、協定を締結した市町村の住民の利用にも供されるなど、中心市と近隣市町村の役割分担の考え方に沿って設置・利用の在り方が整理されていること。 イ 圏域の人口・面積等に応じた適正な規模・配置であり、施設運営についての見通し及び効率的な運営の配慮が十分になされていること。	
	充当率	90% ※後年度、元利償還金の30%相当額を普通交付税の基準財政需要額に算入	
担当課及び連絡先		市町村課 地方債・公営企業係 TEL：027-226-2224	
実績		なし	

事業名		地域経済循環の創造（単独事業）	7
根拠法令等		地方債同意等基準運用要綱	
制度の概要	目的	自然、景観、文化、産品等の多様な地域資源、伝統的地場産業、科学技術及び情報通信技術（ICT）等を活用し、産業界、大学等、地域金融機関、自治体（産学官）の連携・協力関係を基に、自立した力強い地域経済循環を創造するための基盤整備を推進、支援する。	
	事業実施	市町村	
	事業内容	1 地域資源活用事業 ①ベンチャー支援、創業支援のための拠点支援、サテライトオフィス誘致支援施設、貸工場等の整備 ②農林水産業や伝統的地場産業の活性化のための加工場、直販施設等の整備 ③地域の観光資源を活用し、観光客の誘致等を図るための施設等の整備 ④水質・土壌汚染対策等産学官共同研究施設や地域の資源を活用した先端科学技術の研究開発のための施設等の整備 2 地域情報通信基盤整備事業 ☆①公共施設等を接続するネットワークの整備（庁内LANを除く。） ☆②市町村で実施する、デジタル加入者回線設備（簡易局舎の整備に伴うものに限る。）、衛星通信施設の整備、光ファイバの新設、光ファイバの高度化を伴う更新、ケーブルテレビネットワークの光化、ケーブルテレビネットワークの光ファイバの高度化を伴う更新並びに無線アクセス設備の整備 ☆③地上放送のデジタル化に対応するための辺地共聴施設の改造事業（受信点を新設する場合の移転を含む。） なお、共聴組合のうち公共的団体が行うものに対する助成事業についても対象とするものであること。 ④地域衛生通信ネットワーク施設の整備 ⑤地域住民への研修や地域の情報発信等の拠点となる情報センター、地域情報化推進コーナー等の整備 ⑥電子申請等の住民サービス業務及び住民サービス業務と連携した業務を複数の地方公共団体が共同して推進するための共同処理センターの整備 ※☆印については国庫補助事業により整備される場合もある。	
	充当率	90% ※後年度、元利償還金の30%相当額を普通交付税の基準財政需要額に算入	
担当課及び連絡先		市町村課 地方債・公営企業係 TEL：027-226-2224	
実績		平成25年度 川場村・玉村町（地域資源活用事業） 平成26年度 玉村町（地域資源活用事業） 平成29年度 前橋市・川場村（地域資源活用事業） 平成30年度 館林市・安中市（地域資源活用事業） 令和元年度 前橋市（地域資源活用事業） 令和2年度 前橋市（地域資源活用事業） 令和3年度 前橋市・玉村町（地域資源活用事業） 令和4年度 前橋市・玉村町（地域資源活用事業） 令和5年度 前橋市・玉村町（地域資源活用事業） 令和6年度 前橋市・館林市	

事業名		コミュニティ助成事業（共生の地域づくり助成事業）	8
根拠法令等		コミュニティ助成事業実施要綱	
制度の概要	目的	宝くじの社会貢献広報事業として地域づくり活動に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するものとする。	
	実施主体 (助成対象)	市町村又は市町村が認めるコミュニティ組織	
	助成内容	地域の創意工夫により、地域の実情に応じて、子ども、女性、高齢者、障がい者など全ての住民にやさしいまちづくりを進めるための先導的な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業又はソフト事業。 また、ハード事業についてはユニバーサルデザインに配慮した設備等の整備、ソフト事業については子ども・女性・高齢者・障がい者などにやさしいまちづくりを進めるための取り組みが対象となる。（バリアフリー化工事も対象。） ただし、自治総合センターが実施している他の事業と重複するものは対象外とする。	
	助成金	（一財）自治総合センター 10/10 以内（上限 10,000 千円。ただし、ソフト事業は上限 5,000 千円。）	
担当課 及び 連絡先		地域創生課 地域支援・過疎係 027－226－2352	
実績		平成 25 年度 1 件 10,000 千円 平成 27 年度 1 件 400 千円 平成 28 年度 1 件 3,500 千円 平成 29 年度 1 件 10,000 千円 平成 30 年度 1 件 7,300 千円 令和 2 年度 2 件 18,300 千円 令和 3 年度 1 件 10,000 千円 令和 5 年度 1 件 10,000 千円 令和 6 年度 1 件 10,000 千円	

事業名		リトリート環境整備事業補助金	9
根拠法令等		リトリート環境整備事業補助金交付要綱	
制度の概要	目的	群馬県をリトリートの聖地とし、群馬県への旅行の長期滞在化及び付加価値向上のために必要な面的なリトリート環境を整備すること。	
	補助対象等	市町村、観光協会、旅館組合等の複数の団体で構成されている協議会、コンソーシアム等（市町村を含むことが必須）	
	事業内容	以下の事業であって、群馬県が選出した専門的な知見を有するアドバイザーへ意見を聴取した上で実行される事業を補助対象とする 【ハード事業】 ・新築、増改築、模様替えに係る設計費及び工事費 ・造成費、外構工事費 ・既存施設の撤去・解体費用（撤去・解体しなければ施設を整備できない場合に限る） ・その他、本事業の遂行に必要な施設整備費 【ソフト事業】 以下の経費について対象経費全体の2割以内に限り対象とする。（複数年に及ぶ事業の場合、その全体の2割以内） ・専門的な知見を有するアドバイザーへ支出する委託費、報酬、謝金 ・整備する施設等と一体的に活用される可搬式の設備整備費 ・整備する施設等と一体的に活用されるソフトウェア開発費等	
	補助率	50%（上限100,000千円）	
担当課及び連絡先		観光リトリート推進課 事業推進係 027-226-3385	
実績		令和5年度：1件 令和6年度：2件	